

[事案 23-177] がん給付金支払請求

・平成 24 年 3 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

粘膜内癌で入院・手術し診断給付金を請求したところ、約款規定の「がん」に該当しないため支払拒否されたことを不服とし、診断給付金と入院給付金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 6 月、大腸ポリープと診断され、入院、同日に大腸粘膜切除術を受け、2 日後に退院した。さらにその 3 日後、粘膜内癌と告知された。このため、申立契約に基づき、診断給付金と入院給付金の支払いを請求したところ、当該疾病は約款に定める「がん（悪性新生物）」に該当しないとして、支払いを拒否されたが、納得できないので、これらを支払ってほしい。

また、給付金請求権が認められない場合には、既払込保険料の返還を求める。

<保険会社の主張>

以下のとおり、本件病変は、約款が規定する「がん（悪性新生物）」に該当しないので、診断給付金等の支払い請求には応じられない。

(1) 約款に定める WHO（世界保健機関）の分類は、大腸につき、粘膜筋板を超えて粘膜下層への浸潤があるもののみを悪性新生物としている。これは、浸潤が無ければ転移可能性が無いため切除すれば治療として終了することから、治療内容の決定上、粘膜下層への浸潤の有無が最も重要といえることと、浸潤の有無は病理診断医の間で意見の不一致が起らず、診断基準として極めて簡易かつ明確だからである。このように WHO の分類は、それ自体国際性・公共性が高く、分類基準として最も明確かつ詳細で、客観性・普遍性を有し、さらには悪性新生物の本質にも即する結果、一般消費者のがん・悪性新生物に対する意識・認識に極めて合致するものであって、これによることとする本件約款にも高度の合理性がある。そして、本件病変は、腫瘍が粘膜内に留まっており、粘膜下層への浸潤がない。したがって、悪性新生物に該当しない。

(2) 本件と同種案件については地裁・高裁の裁判例があり、いずれも保険会社の勝訴となっている。

<裁定の概要>

裁定審査会では当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」37 条を適用して、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

(1) 申立人の疾病が悪性新生物に該当するかについて

入院・手術・通院証明書によると、申立人は、入院して内視鏡的大腸粘膜切除術を受け、退院後に、病理組織診断の結果としてと診断確定され、病理組織診断名として「腺癌

stage 0」、組織学的壁深達度として「m癌」と診断確定された。

保険会社提出の資料によれば、WHOは、大腸では、粘膜下層に浸潤した腫瘍のみが悪性新生物とされているが、「stage 0」は病変が粘膜内に留まっていることを意味し、「m癌」は粘膜内癌を意味するので、申立人の腫瘍は粘膜内に留まっており、粘膜下層への浸潤は認められない。従って、申立人の疾病は、約款に定める世界保健機関（WHO）の分類上、悪性新生物に分類されず、申立契約の給付金の支払対象となる「がん」には該当しないと云わざるを得ない。

(2) 申立人の主張について

申立人は、医師より悪性新生物と告知されていることをもって、「がん」であると主張するが、約款上、がんの診断確定は病理組織学的所見等により行なうものとされていることからすると、医師の告知内容をもって、申立人の疾病を給付金の支払対象となる「がん」に該当すると認めることはできない。

申立契約は、約款において、「がん」の定義を、「世界保健機関（WHO）修正国際疾病、傷害および死因統計分類の基本分類において悪性新生物に分類されている疾病」であるとするものであり、定義として不相当とはいえない。

なお、申立人は、給付金等の請求権が認められない場合には、既払込保険料の返還を求めますが、その法的根拠は明らかではなく、本件においては、既払込保険料の返還を認めるべき理由は見当たらない。

【参考】当該保険会社のがん保険の約款規定について

- ・申立契約（がん保険）の約款には、がんの定義について、「この保険契約において『がん』とは、世界保健機関（WHO）修正国際疾病、傷害および死因統計分類の基本分類において悪性新生物（がん腫、肉腫および白血病等）に分類されている疾病（別表1）をいいます。」、「がんの診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つものによって病理組織学的所見、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによりなされたものでなければなりません。」と規定している。
- ・約款「別表」には、「世界保健機関（WHO）修正国際疾病、傷害および死因統計分類において悪性新生物に分類される疾病は、世界保健機関（WHO）第8回修正国際疾病、傷害および死因統計分類のうち下記の疾病をいいます。」と規定され、その一つとして「大腸の悪性新生物（直腸を除く）」が規定されている。